

「厚岸町教育大綱（案）」新旧比較表

資料 1 説明資料

《旧》 現行（平成30年度～31年度）	《新》 改正案（令和2年度～6年度）	解 説
<p>I 厚岸町教育大綱の位置づけ 厚岸町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「<u>第5期厚岸町総合計画 後期行動計画</u>」（平成27年3月策定）をもとに定めるものです。 この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。</p> <p>II 大綱の実施期間 大綱の実施期間は、<u>平成30年度～31年度までの2年間</u>としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改訂するものとします。</p> <p>III 厚岸町が目指す教育 <u>今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の急速な進展に加え、人工知能やICTの普及が学び方や働き方、生活の仕方を大きく変化させるとともに、人間関係の希薄化も招いています。こうした中、国は、次代を見据えた教育の在り方を検討し、学習指導要領の改訂をはじめ様々な改革を進めています。</u> <u>本町においても、「まちづくりはひとづくり」の観点から、児童生徒に、社会的・職業的に自立した人間として社会の変化に主体的に対応できる力や、他者と積極的に関わりながら人や社会と共に生きていく豊かな人間性や社会性を育む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携し</u></p>	<p>I 厚岸町教育大綱の位置づけ 厚岸町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「<u>第6期厚岸町総合計画</u>」（令和2年2月策定）をもとに定めるものです。 この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。</p> <p>II 大綱の実施期間 大綱の実施期間は、<u>令和2年度～6年度までの5年間</u>としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改訂するものとします。</p> <p>III 大綱の基本理念および方針 <u>人口減少や少子高齢化、グローバル化の進行に加え、人工知能（AI）や、第5世代移動通信システム（5G）を含めた情報通信技術（ICT）の急速な普及により、社会全体が加速度的に変化する時代を迎えた今、状況を的確に捉え、主体的に考え・判断し、共生・協働の精神で社会に貢献しようとする人材の育成が強く求められています。</u> <u>また、世界共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進は、国際的及び国内的に重要であるとともに、厚岸町においても持続可能なまちを実現する上で重要な視点となります。</u></p>	<p><b>改正にあたって</b> 大きく5点の内容を検証して改正している。 1 社会情勢及び国の動向 2 第6期総合計画との整合性 3 町長5期目の重点施策 4 教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価の結果 5 現行の大綱及び教育行政執行方針との継続性</p> <p>本大綱は、令和2年2月に策定された、厚岸町の計画として最も上位に位置する「第6期厚岸町総合計画」との整合性を持たせている。</p> <p>実施期間については、第6期厚岸町総合計画 前期行動計画の期間とする。</p> <p>社会の変化や国の動きへの対応を図るとともに、第6期総合計画で示す、厚岸町の将来像の実現のために、本大綱が厚岸町の教育を推進するにあたっての基本理念・方針を掲げていることを明示し</p>

て、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図ることが重要です。  
本町の未来を担う児童生徒が、自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の充実と、町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興に向けた取組を推進していきます。

#### IV 具体的な3つの基本指針

- 1 自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実
- 2 安心・安全で質の高い教育環境の充実
- 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

#### 基本指針1 自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実

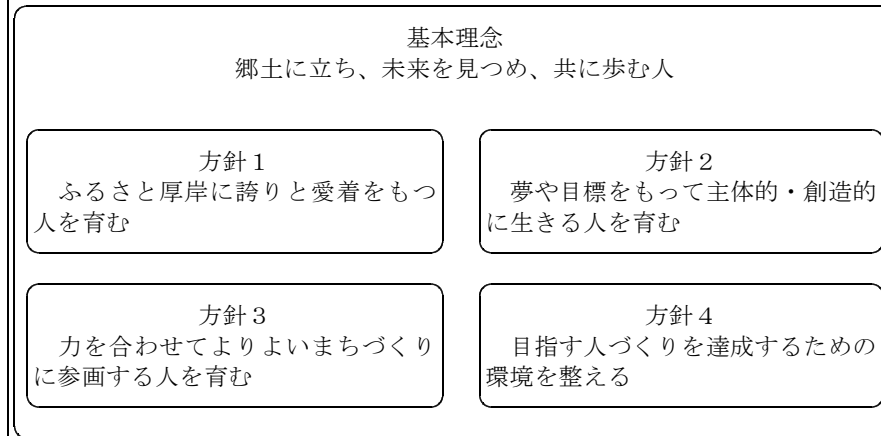
教育の役割は、児童生徒が夢や希望をもって自分の未来を切り拓いて生きていくために必要な資質・能力を育むことにあります。

このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する力を育む教育を推進します。

- 体験的、協働的、主体的な活動を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」を育む教育を推進します。
- 他者や社会と関わる活動を通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
- キャリア教育、福祉に関する教育などを通して、自分や社会の在り方を考える教育を推進します。
- 児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。
- 地域の教育資源を積極的に活用し、児童生徒のふるさと意識を高める教育を推進します。
- 教職員の資質・能力の向上と開かれた学校づくりを通して、信頼される学校

そうした中、厚岸町は、令和2年度以降10年間のまちづくりの指針となる第6期厚岸町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

本大綱は、総合計画に掲げる「未来を切り拓く力を育み、豊かな人間性にあふれるまち」の実現に向けて次の基本理念及び方針の下で厚岸町の教育を推進しようとするものです。



**方針1 ふるさと厚岸に誇りと愛着をもつ人を育む**  
 厚岸のよさを実感し、生涯にわたってふるさと厚岸に誇りと愛着をもち続ける人を育むために、以下の施策を推進します。

- 厚岸の豊かな自然や文化、産業などへの関心を高め、理解を深める取組
- 自分と地域とのかかわりについて考え、地域への思いを膨らませるふるさと教育
- 学びや体験を通じて実感した厚岸の魅力を誇りに思い、自信をもって発信する取組
- 地域が一体となって子どもを育むコミュニティ・スクール

た。

以下、現行の基本指針の内容と標記方法を全面改正し、新たに本大綱の基本理念を打ち出し、その実現のための4方針を明記した。

地域への理解を深めるとともに、自分と地域との関わりや将来像について学び、考え、実践する人材を育てることを目指し、そのための施策を掲げた。

地域の素材（本物）を活用したふるさと教育や、地元食材・食文化に触れる食育・学校給食の充実を推進。  
 姉妹都市・友好都市交流の継続実施。  
 地域と学校、保護者が一体となった学校づくりの推進。

づくりを推進します。

## 基本指針 2 安心・安全で質の高い教育環境の充実

次代を担う児童生徒を育成するためには、安心・安全な教育環境と併せて、社会の変化に対応できる資質・能力育む教育を充実させる必要があります。  
このため、町が有する教育施設や設備の安全かつ効果的な運用・管理に努めるとともに、児童生徒のものの方・考え方・行い方を深め、広げる、質の高い教育環境の充実に努めます。

- 防犯・防災・安全教育の充実及び教育施設・設備の安全管理に努めます。
- 安全で安心な給食の提供とともに、地産地消による食育を推進します。
- 学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、まち全体で子どもを育てる教育環境を整えます。
- 児童生徒に多様で幅広い学びを提供するICT環境の充実に努めます。
- 知識を広げ、豊かな情操を育む学校図書館や情報館の有効活用に努めます。
- 地元高校の通学助成に加え、魅力ある高校づくりに向けた支援に努めます。
- 幼児の教育・保育と密接に連携し、小学校への円滑な移行に努めます。

## 基本指針 3 生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

町民が心身ともに健やかで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて学ぶ環境、文化やスポーツに親しむ環境、そして、それらの成果を生かせる環境が必要です。  
このため、町民だれもが豊かに学び、優れた文化に触れ、手軽にスポーツを楽しむ環境の整備・充実を図るとともに、効果的な事業の推進に努めます。

- 町民だれもが生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進します。
- 地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
- 郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、その有効活用に努めます。
- 町民だれもが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。

方針 2 夢や目標をもって主体的・創造的に生きる人を育む  
めまぐるしく変化する社会にあっても、自分らしい夢や目標をもってたくましく、しなやかに生きる人を育むために、以下の施策を推進します。

- 義務教育以降の学びの基礎を培う家庭教育及び幼児教育への支援と連携
- これからの時代に求められる「社会で生きる力」の育成
- あらゆる活動の源となる健康な体の育成
- 自分と社会や職業とのつながりについて考えるキャリア教育
- 社会的、職業的に自立するために必要な力を培う特別支援教育

将来の自己実現のために必要な学力と心、体を育むことを目指し、そのための施策を掲げた。

PTA活動への支援や幼稚園・保育所・小学校との情報共有に努める。  
「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」の育成に努める。  
地域産業と連携したキャリア教育の推進。  
個別指導や支援計画作成とその共有化を進めるとともに、教員の専門性を高め、学習環境の充実を図る。

方針 3 力を合わせてよりよいまちづくりに参画する人を育む  
互いの多様性を活かしながら力を合わせてよりよいまちづくりに参画する人を育むために、以下の施策を推進します。

- 思いやりの心、寛容の心、チャレンジ精神など、豊かな人間性の育成
- 心と体に潤いと活力を与える文化・スポーツの振興
- 学びや体験を通して人と人との絆が広がる事業

「まちづくりは人づくり」であることを念頭に、自立心や社会性を身に付けることができるよう、そのための施策を掲げた。

道徳教育や読書活動などの充実と推進。  
芸術や文化、スポーツに触れる機会の創出と、関係団体等への支援による活性化を図る。  
障がい者と健常者と

○町民の個性と教養が伸び、その成果を活かせる事業

の交流や異世代間・地域間交流の推進。

町民のニーズを的確に判断し、地域づくりに参画する人材を育てる。

#### 方針4 目指す人づくりを達成するための環境を整える

方針1から方針3に掲げた推進事項を達成するために、以下の施策を推進します。

○厚岸の豊かな自然、文化、歴史などの貴重な財産を保全、活用する事業

学習機会の選択肢を広げ、人間性を磨く環境を整えるため、具体的な施策を掲げた。

文化財の計画的な保全・伝承・活用の推進。

○グローバル化、情報化、防災、健康安全など、これからの教育に必要な環境整備

ALTの効果的活用や学校ネットワーク整備とICT教育の推進に努める。

○学術・文化・スポーツの振興を図るための環境整備

関係機関との連携を図り、実情に合った支援に努める。

○多様な学びと豊かな体験を提供する施設・設備の充実及び関係機関との連携

教育・文化・スポーツ施設の安全性と利便性の向上とその活用促進に努める。